

お客さま各位

「MITO積立投信約款」の一部変更について

当社は2020年11月1日より積立投資に関してお客さまの利便性向上のため、ご指定の金融機関の預貯金口座から自動的に買付代金の引落しを行う「預金口座自動引落サービス」を開始いたしました。

これにともない「MITO積立投信約款」について一部変更を行いましたので、以下の通りご案内いたします。

(下線部分が変更箇所です)

| 新 (変更後) | 旧 (変更前) |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">「MITO積立投信約款」</p> <p>(払込方法の指定)</p> <p>第3条 お客さまは、<u>「本サービス」に係る金銭の払込方法として、次のいずれかの払込方法を指定するものとします。</u></p> <p>1 <u>当社が指定する収納代行会社を通じたお客さま名義の預金口座からの自動引落 (以下、「収納代行方式」といいます。)</u></p> <p>2 <u>お客さまの総合取引口座における日興MRFからの自動換金、または当社預り金からの振替 (以下、「振替方式」といいます。)</u></p> <p>(金銭の払込み)</p> <p>第6条 お客さまは指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回当たりあらかじめお客さまが申出いただいた一定額の金銭 (以下、「払込金」といいます。) を、お客さまが2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、<u>払込金の総額を収納代行方式または振替方式により払込を行うものとします。</u></p> <p>2 <u>1銘柄当たりの払込金の額は、1万円以上で1千円の整数倍で当社が定める金額を限度とします。</u></p> <p>(買付時期および価額)</p> <p>第8条 当社は、お客さまからの払込金の受入れをもって、<u>当該指定投資信託の買付を行うこととします。</u></p> <p>2 <u>収納代行方式の場合は、原則として毎月6日 (休業日の場合は翌営業日) を引落日とし、引落日の翌営業日より起算して、6営業日後の日に買付の申込みがあったものとして買付を行います。</u></p> <p>3 <u>振替方式の場合は、原則として毎月23日 (休業日の場合は翌営業日) に買付の申込みがあったものとして買付を行います。</u></p> <p>4～5 (現行どおり)</p> <p>6 <u>収納代行方式において、お客さま名義の預金口座の口座残高が払込金の額に満たなかった場合、引落を行わないものとします。</u></p> <p>7 <u>振替方式において、お客さまの総合取引口座における日興MRF残金、または当社預り金残金が、払込金の額に満たなかった場合、振替を行わないものとします。</u></p> | <p style="text-align: center;">「MITO積立投信約款」</p> <p>(払込方法の指定)</p> <p>第3条 お客さまは、当社があらかじめ指定した日興MRFからの<u>自動換金または当社預り金からの振替により買付の払込を行うものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(金銭の払込み)</p> <p>第6条 お客さまは指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回当たりあらかじめお客さまが申出いただいた一定額の金銭 (以下、「払込金」といいます。) を、お客さまが2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、<u>払込金の総額を日興MRFからの自動換金または当社預り金からの振替により、指定銘柄への払込金とします。</u></p> <p>2 <u>1銘柄当たりの払込金の額は、1万円以上で1千円の整数倍である金額とします。</u></p> <p>(買付時期および価額)</p> <p>第8条 当社は、お客さまからの払込金の受入れをもって、<u>原則として毎月23日 (休業日の場合翌営業日) に買付の申込みがあったものとして買付を行います。</u></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> |

| 新 (変更後) | 旧 (変更前) |
|---|---|
| <p>(取引および残高の通知) 第10条 当社は本サービスにもとづく取引の明細、ならびに買付 預り金および残高については、3ヵ月に1回以上「取引残高報 告書」に記載してお客さまに通知します。ただし、お取引が ない場合は、1年に1回以上、お客さまに通知します。</p> | <p>(取引および残高の通知) 第10条 当社は第7条および第8条にもとづく取引の明細、ならび に買付預り金および残高については、3ヵ月に1回以上「取引 残高報告書」に記載してお客さまに通知します。ただし、お 取引がない場合は、1年に1回以上、お客さまに通知します。</p> |
| <p>(自動引落の停止) 第12条 当社は、収納代行方式において3回連続して引落が行わ れなかった場合、お客さまに通知することなく自動引落を停 止するものとします。 2 当社は、前項の自動引落の停止によりお客さまに生じた損 害等については、その責めを負わないものとします。</p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>(自動引落の再開) 第13条 当社は、前条第1項により停止した自動引落について、 お客さまが所定の方法により自動引落の再開を申出た場合、 再開するものとします。</p> | <p>(新 設)</p> |
| <p>第14条 (現行どおり)</p> | <p>第12条 (省 略)</p> |
| <p>(その他) 第15条 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対して は、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。 2 (現行どおり) (削 除) 3～4 (現行どおり)</p> | <p>(その他) 第13条 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対して は、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。 2 (現行どおり) 3 この規定は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その 他その必要が生じたときは改定されることがあります。 4～5 (現行どおり)</p> |
| <p>(約款の変更) 第16条 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他 必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定さ れることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内 容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するま でに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により 周知します。</p> | <p>(新 設)</p> |

以 上